裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次項において同じ。）による場合にあっては、十三万二千三百円）」を削り、同条第二項中「（電子申請による場合にあっては、五万三千五百円）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年一月七日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前に電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）をした者が納付すべき裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第八条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）の手数料については、なお従前の例による。

法務大臣　平岡　秀夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百四号

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
法務大臣　平岡　秀夫

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百五号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第三項及び第四項、第三十六条の四並びに別表第一第一類の項第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

九　炭酸ナトリウム過酸化水素付加物

第九条第一項第二十号イ中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「屋外タンク貯蔵所」の下に「（次項に定めるものを除く。）」を加え、同項第一号の二の表の第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同項第三号の二中「第四号及び第四号の二」を「以下この条」に改め、同条第六項中「第一項第一号の二」の下に「（第二項においてその例による場合を含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第四号」の下に「（第二項においてその例による場合を含む。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　屋外タンク貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所に限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号の二まで、第四号、第四号の二、第六号から第七号の二まで、第九号から第十一号の二まで、第十二号から第十五号まで及び第十七号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　浮き蓋は、地震等による振動及び衝撃に耐えることができる総務省令で定める構造とすること。

二　浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンク（不活性ガスを充塡して危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。次号において同じ。）には、可燃性の蒸気を屋外に有効に排出するための設備を設けること。

三　浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクには、浮き蓋の状態を点検するための設備を設けること。

四　浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、その配管内に気体が滞留するおそれがあり、かつ、当該気体がタンク内に流入することにより損傷を受けるおそれがある浮き蓋として総務省令で定めるものを備えたものの配管には、当該気体がタンク内に流入することにより浮き蓋に損傷を与えることを防止するための総務省令で定める設備を設けること。

第十二条第一項第五号中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十七条第四項中「メタノール」の下に「若しくはエタノール」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第二十七条第七項中「これ」を「エタノール若しくはこれら」に改める。

別表第五第三種の項中「二酸化炭素消火設備」を「不活性ガス消火設備」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十七条第四項及び第二十七条第七項の改正規定　平成二十四年一月十一日

二　別表第五第三種の項の改正規定　平成二十四年三月一日

三　第九条第一項第二十号イ、第十一条及び第十二条第一項第五号の改正規定並びに附則第十条及び第十三条の規定　平成二十四年四月一日

（製造所等の許可等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は現に消防法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所で、この政令による危険物の規制に関する政令（以下「危険物規制令」という。）第一条第一項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定による許可を受けなければならないこととなるものについては、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十四年十二月三十一日までの間は、同項の規定による許可を受けることを要しない。